

令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、下記のとおり対応いたします。

記

1 東桜学館中学校における感染防止対策の徹底について

受検者が安心して受検できる場を提供できるよう、東桜学館中学校の検査会場の衛生管理体制をまとめた「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン」（別添資料）を策定し、感染防止対策の徹底を図る。

2 受検者の感染防止対策について

東桜学館中学校を通じて、受検者及び保護者に文書を発出し、受検者の受検前までの健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼する。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について

当日、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者は、原則として受検できない。その場合、特例措置として、小学校等の校長から送付された「調査書」を資料として選抜する。

ただし、濃厚接触者で、PCR検査に陰性かつ発熱・咳等の症状のない者は、別室での受検とする。

4 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、東桜学館中学校をとおして受検者へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページへ掲載する。

令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン

山形県教育庁高校教育課

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場所）を徹底的に回避することが必要とされている。

受検者や検査監督等の入選に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各高等学校において、いかにして新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、受検者に安心して受検できる場を提供できるかという視点に立って、検査実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、東桜学館中学校が衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。

なお、今後、状況の変化により追加的な対応等が必要となった場合は、東桜学館中学校を通じて受検者に周知すると共に、県教育庁高校教育課ホームページに掲載する。

2. 検査会場の衛生管理体制等の構築

東桜学館中学校においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、下記の措置を講じること。

具体的には、事前の準備、入選当日、検査終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの段階で実施すること。

(1) 事前の準備

① 検査室や面接室における座席間の距離の確保

- ・検査室において、座席は1メートル程度の間隔を確保すること。
- ・面接室において、受検者と面接委員の座席は2メートル以上の間隔を確保すること。

② 別室（検査室）の確保

- ・別室1（インフルエンザに罹患した受検者）
- ・別室2（発熱（37.5度以上）・咳等の症状のある受検者）
- ・別室3（その他の体調不良等の受検者）
- ・別室4（新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうちPCR検査で陰性かつ発熱（37.5度以上）・咳等の症状がない無症状の受検者）

※ 各別室において、受検者の座席は、2メートル以上の間隔を確保すること。また、別室1～4の受検者が、他の検査室の受検者とできるだけ接触しないよう配慮すること。

※ 各別室において、受検者と検査監督は、2メートル以上の間隔を確保すること（解答用紙の回収時等は除く）。別室の検査監督を行うにあたっての配慮事項等については追って連絡する。

③ 検査室等の消毒

入選前日までに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用し、机の天板や椅子の座面、背もたれ及びよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり）について拭き取りを行うこと。

④ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査会場内におけるマスクの着用を徹底し、不所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査会場の入口や各検査室の入口付近に速乾性アルコール製剤を配置し、手指消毒を徹底すること。

⑤ 検査会場への入場方法の検討

検査会場への入場開始時間を早めることや、検査会場の入口を複数にする等、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑥ トイレの使用

入選前日までに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用して、よく手を触れる部分（ドアノブ、手すり、洗面台等）の拭き取りを行うこと。

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内図や順路等を廊下等へ掲示すること。また、換気にも注意を払うこと。

⑦ 保護者等の控室の設置

検査会場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、保護者等の控室については原則設置しないこと。ただし、保護者の付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受検者と同等の感染予防を講じること。

⑧ 検査監督の感染対策等

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すると共に、当日の入選業務に携わる検査監督等については、毎日の検温や健康観察を行うなど、体調管理に努めること。

体調不良などを訴える検査監督がいた場合に備え、代替の検査監督等を確保すること。

⑨ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、受検者等に関する情報を保健所等と共有するなど、状況に応じて、関係機関と連携・協力を図ることができるよう、学校医、学校薬剤師、保健所等との連絡体制を構築しておくこと。

(2) 入選当日の対応

① 検査会場の入場時の対応

検査会場の入口付近が混雑しないよう、人員を配置し適切に誘導すること。その際、受検者から発熱（37.5度以上）・咳等の症状の申し出があった場合は、別室に誘導すること。

② 受検者のマスク着用の徹底

検査会場では、昼食時を除き、マスクの着用を徹底すること。面接時においてもマスクを着用させた上で実施すること。

休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えさせること。

何らかの事情によりマスクの着用が困難な受検者については、受検者の保護者から事前に志願先高等学校にその旨を電話にて相談すること。

③ 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者について

受検者の状況別の受検の可否やその対応等については、別途連絡する。

④ 手洗い及び手指消毒の励行

手洗い及び検査室入口付近の速乾性アルコール製剤による手指消毒を励行すること。検査監督等についても同様とする。特に別室での受検者には、各検査終了後やトイレ使用後の手指消毒を徹底させること。

⑤ 入場後及び検査開始後に発熱（37.5度以上）・咳等の症状のある受検者への対応

入場後及び検査開始後に、発熱（37.5度以上）・咳等の症状の申し出があった受検者がいた場合には、速やかに別室へ移動させ、別室での受検の対応となることを案内すること。

また、通常の検査室において、入場後及び検査開始後に、激しい咳等により他の受検者の受検に影響を及ぼすと考えられる場合は、検査監督等がその状況を校長に報告し、校長の判断の下、別室で受検させることができること。

⑥ 体調不良を訴えた検査監督等への対応

当日の検査業務に携わる検査監督等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の検査監督等と交代すること。

⑦ 換気の実施

室温が下がらない範囲で（室温は18度以上を目安とする）2方向の窓や戸を開け、各検査終了時等、1時間に1回以上の換気の実施を徹底すること。

⑧ 昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、受検者には自席で食事をさせること。その際、机の移動は行わせないこと。

⑨ 下校時の対応

下校時に昇降口等の混雑を防ぐため、誘導員を配置するなど配慮すること。

(3) 検査終了後

① 検査監督等の健康観察

当日、入選業務に携わった検査監督等については、毎日の検温や体調の観察を行うこと。

② 検査会場の机、椅子の消毒

検査終了後、消毒用アルコールを使用して拭き取りを行うこと。なお、検査終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③ 保健所等の関係機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督等がいた場合には、当該検査会場の学校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の関係機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3. 受検者に対する要請事項

検査会場における感染拡大を防止し、受検者が安心して受検できる環境を確保していくために、「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて」をあらかじめ東桜学館中学校を通じて、受検者とその保護者に配布する。

4. 新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者となり、入学者選抜を欠席した受検者への対応

新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者となり、入学者選抜を欠席した受検者については、「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づき選抜を実施する。この場合、小学校等の校長から送付された「調査書」を資料として選抜する。

令和2年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について

< >内は令和元年度

1 実施目的

- 職員自身のストレスへの気づきを促す。
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。
- 職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る。

2 実施期間 令和2年9月7日(月)～30日(水)
<令和元年9月9日(月)～30日(月)>

3 実施対象者数 3,827人 <3,845人>
①一般職の常勤職員 ②再任用短時間勤務職員 ③任期が概ね1年以上の(1)～(3)の職員
(1)臨時的任用職員 (2)フルタイムの会計年度任用職員 (3)週の勤務時間が19時間以上のパートタイムの会計年度任用職員

4 実施者数 2,622人(実施率:68.5%) <2,495人、64.9%>

5 高ストレス者数 238人(高ストレス者率:9.1%) <254人、10.2%>

6 県教育委員会全体の集計・分析結果 別添のとおり

7 ストレスチェック実施後の対応

(1) 高ストレスと判定された者に対する医師による面接指導の実施

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、職員が申し出た場合に産業医等による面接指導を実施する。面接指導の結果、医師が就業上の措置が必要と判断した場合は、所属長は必要に応じ人事労務担当者と協議を行い、就業上の措置を講じる。

※ 上記のほか、常時、福利厚生課保健師によるメール等での相談及びメンタルヘルス相談事業(精神科医への相談事業、臨床心理士派遣事業等)に関する情報提供を行い、メンタルヘルス不調の未然防止を図っている。

(2) 集計・分析結果の所属長等への情報提供

実施者10人以上の所属に係る集計・分析結果並びに所属の実施率及び高ストレス者率等を所属長等に情報提供する。

所属長は衛生委員会等に報告し、職場環境の改善につなげる。

8 市町村立学校教職員に対するストレスチェック制度の状況

- (1) 実施義務者 各市町村教育委員会
- (2) 令和2年度実施(予定)市町村数 35市町村(R2.2月調査)

令和2年度 県教育委員会集計・分析結果

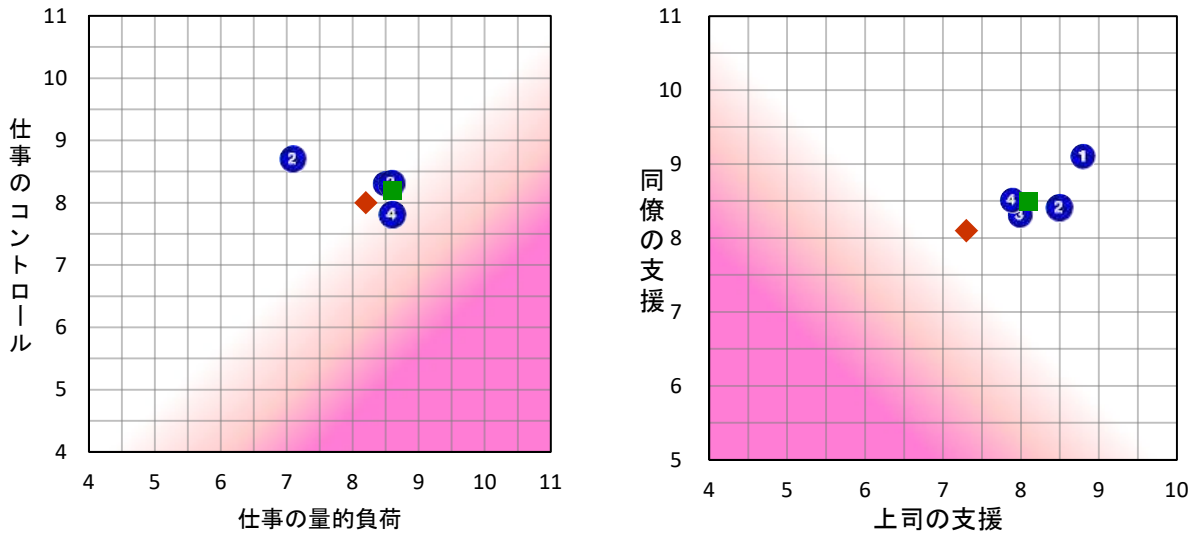
○区分別実施率及び高ストレス者割合

No	実施区分	実施対象者数(人)	実施者数(人)	実施率			高ストレス者数(人)	高ストレス者率		
				R2	(R1)	(H30)		R2	(R1)	(H30)
	県教委全体	3,827	2,622	68.5%	(64.9%)	(62.2%)	238	9.1%	(10.2%)	(10.0%)
1	本庁・教育事務所及び教育センター	365	292	80.0%	(72.4%)	(66.9%)	22	7.5%	(8.6%)	(9.1%)
2	教育機関(教育センター及び県立学校を除く)	75	36	48.0%	(54.5%)	(58.9%)	3	8.3%	(10.4%)	(11.3%)
3	県立中学校及び高等学校	2,332	1,480	63.5%	(59.8%)	(62.8%)	144	9.7%	(10.4%)	(9.8%)
4	県立特別支援学校	1,048	811	77.4%	(74.8%)	(59.4%)	69	8.5%	(10.2%)	(10.6%)
	集計分析対象外(出向、派遣等)	7	3	42.9%	(66.7%)	(42.9%)	0	0.0%	(16.7%)	(33.3%)

※実施対象者数については、長期不在者(育休等)を除く。

○仕事のストレス判定図

期 間 : 令和2年9月7日～30日



◆全国平均 ■県教委平均 ●実施区分別平均

No.	実施区分	回答者数*			平均点数				健康リスク(全国平均:100)					
		全体(人)	男(人)	女(人)	量的負荷	コントロール	上司の支援	同僚の支援	量-コントロール判定(A)		職場の支援判定(B)		総合健康リスク(A)×(B)/100	
									R2	(R1)	R2	(R1)	R2	(R1)
◆	全国平均	-	-	-	8.2	8.0	7.3	8.1	100	(100)	100	(100)	100	(100)
■	県教委平均	2,622	1,479	1,143	8.6	8.2	8.1	8.5	100	(102)	89	(89)	89	(91)
①	本庁・教育事務所及び教育センター	292	188	104	8.5	8.3	8.8	9.1	98	(100)	78	(75)	76	(75)
②	教育機関(教育センター及び県立学校を除く)	36	24	12	7.1	8.7	8.5	8.4	86	(94)	86	(94)	74	(88)
③	県立中学校及び高等学校	1,480	970	510	8.6	8.3	8.0	8.3	98	(100)	92	(93)	90	(93)
④	県立特別支援学校	811	295	516	8.6	7.8	7.9	8.5	104	(105)	88	(86)	92	(90)

* 実施者数のうち未回答部分があるものを除いた人数

※平均点数について、仕事の量的負荷は、数値が大きいほどストレス度が高くなり、仕事のコントロール、上司の支援及び同僚の支援は、数値が小さいほどストレス度が高くなる。

※健康リスクは、仕事のストレス要因がどの程度職員の健康に影響を与えるか(職員のストレス反応、検査の異常値、病気の発生等の健康問題の危険度)を、全国平均を100とした場合、その職場の健康リスクがどの程度高いか低いかを示すもの。数値が大きいほど健康リスクが高くなる。

※全国平均は、平成11年に東京大学大学院が調査した数値。職業は教員や公務員だけではない。また、調査時はメンタルヘルス対策が現在ほど重要視されていなかったため、健康リスクは高めであると思われる。

議第 1 号 の 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
に係る臨時専決処理について

山形県議会 11 月臨時会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記条例案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 2 年 11 月 27 日提出

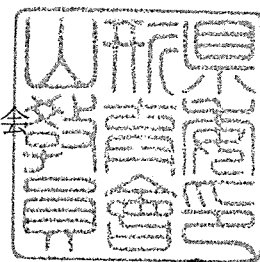
山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

教 政 第 1052 号
令和 2 年 11 月 24 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見について

令和 2 年 11 月 19 日付け人第 407 号で意見を求められた下記条例案の作成について、同意
します。

記

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議第 号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の107.5」を「100分の102.5」に改める。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

令和2年11月12日付け山形県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の期末手当の支給割合を改定するため提案するものである。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（期末手当）</p> <p>第20条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員等とその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等とその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 一略一</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第20条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員等とその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等とその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 一略一</p>

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（期末手当）</p> <p>第20条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員等とその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等とその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100</u></p>	<p>（期末手当）</p> <p>第20条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員等とその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等とその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100</u></p>

分の60」とする。

4～6 一略一

分の60」とする。

4～6 一略一

第3条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。	第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の160</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第4条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項	第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項

の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の160」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第5条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「こ</p>	<p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「こ</p>

の条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

の条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第6条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>	<p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>

議第 1 号 の 2

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
に係る臨時専決処理について

山形県議会 11 月臨時会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記条例案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 2 年 11 月 27 日提出

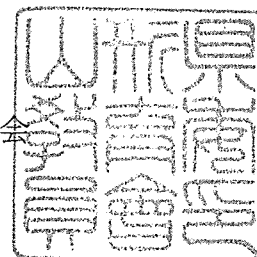
山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

教 政 第 1053 号
令和 2 年 11 月 24 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見について

令和 2 年 11 月 19 日付け人第 408 号で意見を求められた下記条例案の作成について、同意
します。

記

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

議第 号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため提案するものである。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係

現 行	改 正 案
<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>（知事等の給与及び旅費）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>4 一略一</p>	<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>（知事等の給与及び旅費）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>4 一略一</p>

第2条関係

現 行	改 正 案
<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>（知事等の給与及び旅費）</p>	<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>（知事等の給与及び旅費）</p>

第3条 一略一

2 一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の160」とする。

4 一略一

第3条 一略一

2 一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 一略一

**山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び
山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案**

第1 条例概要

令和2年11月12日付け山形県人事委員会の勧告を受け、期末手当の引下げを行うもの。

第2 改正内容

1 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

- 期末手当の支給割合を年0.05月分引き下げること

	6月	12月	合計
現行	1.275月	1.275月	2.55月
令和2年度	1.275月 (改定なし)	<u>1.225月</u> (▲0.05月)	<u>2.5月</u> (▲0.05月)
令和3年度以降	<u>1.25月</u> (▲0.025月)	<u>1.25月</u> (▲0.025月)	<u>2.5月</u> (▲0.05月)

2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

- 期末手当の支給割合を年0.05月分引き下げること

	6月	12月	合計
現行	1.65月	1.65月	3.3月
令和2年度	1.65月 (改定なし)	<u>1.6月</u> (▲0.05月)	<u>3.25月</u> (▲0.05月)
令和3年度以降	<u>1.625月</u> (▲0.025月)	<u>1.625月</u> (▲0.025月)	<u>3.25月</u> (▲0.05月)

第3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和3年度以降の期末手当に係る規定については、令和3年4月1日から施行する。